

個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた取組みに係る今後の主なスケジュール（予定）について

1 主旨

本年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、地方自治体に関連する部分については、公布の日から起算して2年を超えない範囲で施行される予定（令和5年春頃）である。

この間、区は、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に国が示した法改正関係資料を提示するとともに、法改正に伴う個人情報保護条例への主な影響整理表等を提示するなど、情報提供に努めてきたところである。

引き続き、今後、国が示すとしているガイドライン等に関する情報の収集に努めるとともに、改正法に基づく区の個人情報保護制度及び情報公開制度等の取扱いについて、審議会の意見を聴取しつつ、検討を進めていくものである。

2 令和3年改正法の主な概要

法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。

3 区の個人情報保護制度等の見直しに向けた今後の取組み

改正法の解釈等詳細について、引き続き、国、東京都、他区などからの情報収集に努めるとともに、この間、区として区民の個人情報保護のために積み重ねてきたことを踏まえて検討を進める。

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年	1月	審議会（勉強会）
	2月	審議会（諮問）
	3月	審議会（勉強会）
	4月	国から改正法の政令・規則の公布及びガイドライン等の公表
	4月	審議会（小委員会）
	5月	審議会（小委員会）
	6月	審議会（答申）
	7月	政策会議
	8月	審議会（報告）
令和5年	9月	企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（素案））
	9月	区民意見募集
	2月	企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（案））
	2月	令和5年第1回区議会定例会（個人情報保護条例等改正（案）提案）
	4月	改正個人情報保護条例等の施行